

News Release

令和 2 年 3 月 24 日
経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会

新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済産業大臣の ガスの特例措置の認可について 異なる旨を経済産業大臣に回答しました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、東部瓦斯株式会社から申請のあった、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的にガス料金の支払いに困難を来しているガスの需要家等に対する特別措置の認可について、経済産業大臣から意見の求めを受け、認可をすることに異なる旨、経済産業大臣に回答しました。

「生活不安に対応するための緊急措置」(令和 2 年 3 月 18 日新型コロナウイルス感染症対策本部)を踏まえ、経済産業省からガス料金の支払期日の延長等について、ガス事業者に対する要請が行われました。

これを受け、3 月 23 日付けで東部瓦斯株式会社から、ガス事業法に基づく経済産業大臣に対する認可の申請がありました。

○申請概要

(1)スキーム

託送供給約款¹に定める支払期日について、ガスの使用者等の申出により、その状況に応じて柔軟に設定する特例措置を講ずる。本特例措置により、託送供給約款に定める支払期日を 1 ヶ月繰り延べ、その後においても、ガスの使用者等の状況に応じて柔軟な対応を実施。

(2)特例措置の対象

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、緊急小口資金又は総合支援資金の貸付を受けた者であって、一時的にガス料金の支払いに困難を来している者等。

(3)本特例措置の受付開始日

令和 2 年 3 月 25 日

本申請に関して、経済産業大臣から特別措置の認可を行うことについて、ガス事業法第 48 条第 3 項ただし書の規定に基づき、意見の求めがありましたので、電力・ガス

¹ 「託送供給約款」とは、ガス小売事業者が、一般ガス導管事業者に支払う料金等を定めるものです。

取引監視等委員会として認可をすることに異存はないことを回答しました。

本ニュースリリースは、第 260 回電力・ガス取引監視等委員会の議事要旨を兼ねます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長 恒藤

担当者:小柳、鈴木、新海

電 話:03-3501-1529

F A X:03-3501-1540